



貸付ご利用中の方へ

住宅借入金等特別控除を受けている方へ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を、所属所を通じて送付します。

貸付けを受けた時期	発行時期	発行内容
2024年以前	2025年10月中旬	年末調整用
2025年以降	2026年1月初旬	確定申告用



- (1) **一部繰上償還**をすることにより、償還期間（貸付当初償還月から繰上後の最終償還月までの期間）が**10年未満**（120回未満）になるとき、年末残高等証明書の**発行対象外**となります。
- (2) 住宅借入金等特別控除の対象者が、**10月締切（11月納付）** および **11月締切（12月納付）** の繰上償還を申請すると、年末残高が減少するため、**控除額も減少**します。
- (3) **償還猶予期間** は償還期間に含まれません。償還期間から償還猶予期間を除いた期間が、10年未満となる場合は、住宅借入金等特別控除制度の適用を受けることができません。

※完了報告書を提出されていない場合、証明書の発行はできません。

※令和4年度税制改正に伴い、適用申請書の提出による交付が可能となりましたが、経過措置期間の当面の間は、従前どおり発行対象者に対し年末残高証明書を発行します。

※特別控除の詳細については、居住地を所管する税務署にお問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当



03-5320-6823